

届出制度について

立地適正化計画の運用開始に伴い、一定の区域において開発・建築等の行為を行う場合には、都市再生特別措置法に基づき、**市への届出が義務付けられます。**

立地適正化計画に基づく届出は、**居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地の動向を把握することを目的**としています。

届出により事前に情報を掴むことにより、例えば居住誘導区域外で住宅を建てようとしている場合に、必要に応じてその区域の危険性の周知や区域内に建築することのメリットなどの情報提供を行うことができます。

以下の3つの行為について、行為に着手する30日前までに届出が必要になります。

届出対象 1 都市機能誘導区域外に誘導施設を建てる場合

開発行為	◆ 誘導施設を有する建築物の建築目的の 開発行為 を行おうとする場合
建築等行為	◆ 誘導施設を有する建築物を 新築 しようとする場合 ◆ 建築物を 改築 し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆ 建築物の 用途を変更 し、誘導施設を有する建築物とする場合

凡例
 □ 行政区域
 □ 市街化区域
 □ 都市機能誘導区域
 □ 居住誘導区域

和光市内で「誘導施設」を建てる場合

都市機能誘導区域	居住誘導区域	居住誘導区域外市街化調整区域
届出不要	届出必要	届出必要

届出対象 2 都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合

誘導施設の休廃止	◆ 都市機能誘導区域内で、 誘導施設を休止 、又は 廃止 しようとする場合
----------	---

凡例
 □ 行政区域
 □ 市街化区域
 □ 都市機能誘導区域
 □ 居住誘導区域

和光市内で「誘導施設」を休廃止する場合

都市機能誘導区域	居住誘導区域	居住誘導区域外市街化調整区域
届出必要	届出不要	届出不要

届出対象 3 居住誘導区域外に一定規模以上の住宅等を建てる場合

開発行為	◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

凡例
 □ 行政区域
 □ 市街化区域
 □ 都市機能誘導区域
 □ 居住誘導区域

和光市内で一定規模以上の住宅等を建てる場合

1戸又は2戸の住宅	3戸以上又は1,000㎡以上の住宅
居住誘導区域	居住誘導区域
届出不要	届出不要
居住誘導区域外市街化調整区域	居住誘導区域外市街化調整区域
届出不要	届出必要

(※都市機能誘導区域及び居住誘導区域は現段階の検討案です。)